|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| **支給認定証** |
| 支給認定証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認定保護者 | 居住地 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 認定子ども | フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 認定区分 |  |
| 保育必要量 |  |
| 保育の必要性認定事由 |  |
| 有　効　期　間 |  |
| 交付年月日 |  |
| 支給市町村名及び印 | 札幌市　　印 |

　  |

|  |
| --- |
| 注意事項１　この証は、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・認可保育所・家庭的保育事業者・小規模保育事業者・事業所内保育事業者・居宅訪問型保育事業者）において提供する教育・保育に係る費用（子どものための教育・保育給付）の支給を受けるために必要なものです。各面をよく読んで大切に持っていてください。２　子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、必ずこの証を特定教育・保育施設等に提示してください。この証を提示することで、特定教育・保育施設等に対し子どものための教育・保育給付が支払われます。３　子どものための教育・保育給付を受けるときに支払う金額は、札幌市が別途通知する利用者負担額です。ただし、特定教育・保育施設等によっては、この利用者負担額のほかに実費徴収等を行う場合がありますので、特定教育・保育施設等が行う重要事項説明により確認してください。４　この証の有効期間を超えて、引き続き給付を受けたい場合は、有効期間を経過する前に、お住まいの区の区役所にこの証を添えて、御相談ください。　　なお、お子さんが３歳に達することに伴い有効期間が満了する場合には、再申請は不要です。５　保育の必要性や世帯状況等に変化があり、認定内容の変更が必要と認められるときは、認定の変更をすることができます。詳しくはお住まいの区の区役所に御相談ください。 |

 |

|  |
| --- |
| ６　この証の記載事項に変更があったとき、又は保護者のいずれか若しくはその両方が保育の必要性の認定事由に該当しなくなったときは、速やかにこの証を添えて、お住まいの区の区役所に届け出てください。７　この証に記載する有効期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に転居前の区の区役所に御連絡又は御相談ください。８　この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。　　また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の区役所に返還してください。９　次に掲げる場合は、市が行う子どものための教育・保育給付を受ける資格を失うことがあります。(1) 有効期間内に認定事由に該当しなくなったとき。(2) 認定保護者が有効期間内に他の市町村の区域に居住地を移したとき。(3) 認定の申請が虚偽の申請であったときや市の調査に対して虚偽の報告等を行ったとき。10　給付を受ける資格がなくなったときは、直ちにこの証を、お住まいの区の区役所に返還してください。　　なお、他の市町村の区域に居住地を移した場合は、転居前の区の区役所（旧居住地の区役所）へ返還してください。11　不正にこの証を使用した者は、関係法令により罰せられることがあります。 |

 |